

第 51 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 12 月 22 日（水） 9：20～9：50
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：一見知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、増田廃棄物対策局長（オンライン）、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長（オンライン）、横田南部地域活性化局長（オンライン）、更屋農林水産部長、島上雇用経済部長、小見山観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備理事（オンライン）、森会計管理者兼出納局長（オンライン）、三宅デジタル社会推進局長（オンライン）、田中最高デジタル責任者（オンライン）、木平教育長、喜多企業庁長（オンライン）、長崎病院事業庁長（オンライン）、島田警察本部警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、服部四日市市危機管理監（オンライン）、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 51 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・新型コロナウイルス感染症について、現在は国内、県内の感染状況は落ち着いているものの、海外においては感染拡大している国や地域もある。また、新たにオミクロン株の感染拡大が懸念されている状況もあり、引き続きしっかりと感染再拡大に備える必要がある。
- ・そうした中で、本日の会議はこれまでで最大の感染拡大となった第 5 波の振り返りを行い、第 6 波に向けての対策をまとめた「三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱」について今後の対策として決定するために開催するものである。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について感染症対策部から説明をお願いする。

(中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長) 資料1に沿って説明

- ・資料1をご覧ください。スライドの1枚目、2枚目については、県内の患者の発生状況をまとめたものである。県内の患者発生状況と前週同曜日の推移について、11月7日以降、新規感染者数は0人から1人という低位で推移している。
- ・入院等の状況についても、12月21日時点で病床占有率0.2%、重症者用病床占有率0%という状況である。
- ・4枚目と5枚目のスライドは政府の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードからの引用である。これまで、「懸念される変異株」に定められていたデルタ株等に加え、オミクロン株が加えられた。オミクロン株の特徴は、感染性が高い可能性があること、ワクチンの効果を弱める可能性があること、再感染リスク増加の可能性等が懸念されるということが指摘されている。
- ・6枚目のスライド、海外・国内発生状況について、全世界では76か国で感染例が報告されており、日本においては、海外からの帰国者または入国者において79例が報告されている。
- ・オミクロン株への対応の状況として、再感染リスクが高いこと等が懸念されているため、当面の間の対応について通知等で示されている。検査に関しては、すべての検体についてL452Rスクリーニング検査を実施するとともに、ゲノム検査も実施することとされている。濃厚接触者に関しては、宿泊施設への滞在を求めるとともに、PCR検査の実施や帰国後14日間の健康観察を実施することとされている。患者に関しては入院を行うこととされている。本県の対応としては、オミクロン株の濃厚接触者は12月21日現在で31名となっており、県内での滞在が確認された場合、PCR検査の実施と14日間の健康観察を行うとともに、宿泊施設への滞在を求めているところである。今後、濃厚接触者の中からPCR検査の陽性が確認された場合には、受入医療機関への入院調整及びゲノム解析を実施していく予定である。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問はあるか。
- (質疑なし)

議題2 「三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱」について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2「三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱」について、感染症対策部及び総合対策部から説明をお願いする。

(天野感染症対策課長) 資料2-1及び資料2-2に沿って説明

- ・冒頭で危機管理統括監から説明があったとおり、現在、感染は落ち着いているものの、オミクロン株が確認されるなど懸念される要因は多く、感染再拡大に備える必要がある。この状況に的確に対応するため、「三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱」を策定し、第6波に向けて万全の準備を整えるものである。大綱については、資料2-1 概要版と資料2-2 本冊を配付している。
- ・資料2-2 本冊については、第1編のレビューと第2編の第6波に向けての対策で構成している。
- ・レビューにおいては、本県でも爆発的な感染拡大が起こり、一時は通常医療にも影響を及ぼしかねない状況に陥った、直近の第5波について振り返り、評価・課題等の洗い出しを行っている。
- ・対策については、レビューで得た評価・課題等を踏まえて、第6波に向けて早期対策の基準等を示すものである。
- ・内容について資料2-1 概要版で説明する。
- ・1ページ、レビューとして、第5波における感染者の発生動向について触れた後に、左の列にあるように（1）予防・医療、（2）事業者支援の大きく二つの項目について、本冊とは異なるが、レビューと対策を並べてご覧いただくような構成としている。
- ・2ページは第5波における感染者の発生動向である。1日の最大感染者は8月26日の515人となっている。圏域別では、北勢圏域から感染者の増加が始まり、その後県内全域に拡大している。北勢圏域の感染者は全体の約65%を占めていた。60代以上の割合が減少する一方で、30代以下の感染者の割合が60%強となっている。また、感染拡大に伴い、感染経路不明の割合が増加する一方で重症者、死亡者の割合は減少するという傾向があった。
- ・4ページは保健所・本庁の体制にかかるレビューである。保健所の体制について、第5波における状況・対応では、感染者の爆発的な増加に伴い、一部の保健所では陽性者への陽性判明から最初の連絡までの遅延、陽性者の行動歴を把握する期間を短縮するなど疫学調査の縮小、無症状の濃厚接触者への検査を制限せざるを得ない事態になった。自宅療養者の相談対応等については、かなり困難な業務もあった。こういった状況に対し、各部局の協力を得ながら応援職員を確保し、市町等関係機関の協力を得ながら対応してきたところである。
- ・本庁については、患者情報の収集、入院調整等の業務がひっ迫するというところ、また入院調整等の業務については、非常に困難な業務が集中したところがある。本庁においても、各部の協力により応援職員を確保、関係機関等との連携の下、対応してきたところである。

- ・第6波に向けての課題として、県職員、市町、関係団体等の連携の下にこうした対応をさらに拡大していく必要があると捉えている。また、本部職員の配置などの体制整備が必要であると考えている。
 - ・その下、5ページが第6波に向けた対策である。こちらについては、感染者の増加に伴って増大する業務に的確に対応するために、本務の職員を追加配置することで体制の強化を図ってきている。11月1日付で本庁の組織改正、増員、保健所においては、11月1日、12月1日でそれぞれ増員を図っており、県職員、市町、関係機関との連携に伴う対応についても継続する。
 - ・また、保健所関係については、県の応援職員約350名について、事前に県庁各部署の協力を得てリスト化するとともに、業務マニュアルを配布し、WEB研修を実施するという一方で、このマニュアルなどの配布については、今週中にも総務部から共有される予定である。
-
- ・6ページは検査体制についてのレビューである。まず、行政検査について、一部の保健所では、先ほどもあった疫学調査の縮小、無症状の濃厚接触者等の検査を制限せざるを得ないような事態もあり、民間検査機関の活用等を図ってきたところである。変異株への対応については、変異株のスクリーニング検査について実施をしてきており、8月中旬以降には、ほぼデルタ株に置き換わったというような状況であった。感染拡大防止のために無症状者への無料PCR検査を10月から実施している。同じく、感染者の早期発見のために、社会的検査ということで、県内全域の障害福祉施設への社会的検査を9月から11月に実施、外国人労働者を雇用する県内事業所への抗原定性検査キットの配備も行ってきた。
 - ・課題としては、感染者が急増した場合でも、関係機関等と連携して、必要な検査を確実に実施することが必要ということでとらえている。
 - ・第6波に向けた対策として、過去最大規模の検査需要が生じた場合にも、十分検査できるよう体制を整備しているところである。検査需要の見通しとしては、1日当たり13,850件に対し、最大検査可能件数16,230件となっている。
 - ・行政検査に関しては、保健所への応援体制の強化、それから、無症状の濃厚接触者等への民間検査機関の活用ということを考えている。変異株については、変異株のスクリーニング検査、それからゲノム解析の体制を維持していく。無料PCR検査事業については、もともとは12月までということでやっていたが、これを2月10日まで延長している。また、検査対象に帰省予定者を追加するとか、事業所単位での申し込みを可能とするような変更も行っている。この件については、12月20日に各所属にご案内させていただいており、周知等にご協力を賜ればと考えている。社会的検査については、一旦11月末で休止しているが、再拡大が見られた場合には、速やかに再開を検討する。

- ・国の検査の無料化事業については、ワクチン・検査パッケージの定着促進事業ということで、健康上の理由等でワクチン接種ができない方への検査を無料化、それから感染拡大傾向時の一般検査事業については、感染拡大の傾向が見られる場合に、感染不安などの理由による検査を無料化するものである。
- ・続いて8ページは、ワクチン接種の関係で、第5波における対応としては、県においても、県営接種会場を四日市、津の2か所に設置しながら、ワクチン接種の促進を進めてきたところである。一番下の矢印のところにあるように、住民接種、職域接種を合わせ、2回目接種率は85.26%となっている。引き続きワクチン接種の促進、それから追加接種、3回接種に向けて取り組んで行く必要がある。
- ・対策については、引き続き2回接種の完了に向け、若年層を含めた円滑なワクチン接種の推進、それから、追加の3回目接種に向け、市町における接種体制構築を支援していきたいと考えている。スケジュールについては、12月から追加接種が始まっているが、以下の図に示すとおりスケジュールで実施される予定である。
- ・続いて10ページは医療提供体制についてである。
- ・入院医療に関しては、速やかに入院できなかつた中等症患者について、8月末の時点で中等症Ⅱの患者52名が自宅療養するような状況になっていた。また、入院となる患者の重症度についても地域によって差が生じたところである。臨時応急処置施設については、酸素投与等を行う臨時応急処置施設を8月末に暫定的に設置という状況である。宿泊療養については、中等症患者受け入れの体制が整っていないということもあり、リスクの高い方が自宅療養となる状態があった。
- ・表の右側、課題としては、引き続き病床確保、それから確保病床の効率的な運用、入院調整が必要と捉えている。臨時応急処置施設、宿泊療養施設の追加確保、また、宿泊療養施設を医療機能強化型にしていくということが必要だと考えている。
- ・11ページ、自宅療養に関しては、先ほども説明したように、中等症Ⅱの患者が多く自宅療養になったということもあり、保健所での健康フォローアップ業務等がひっ迫したところがある。引き続き自宅療養フォローアップセンターを中心とした医療提供体制の仕組みづくり等が必要と捉えている。
- ・12ページ、医療提供体制の対策については、第5波における最大の感染拡大時と同程度の感染拡大が生じることを前提に体制を整備した。感染拡大のピークに向けた体制のところにあるように、病床については合計576床確保、宿泊療養施設については5施設で665室を確保している。入院医療について

は、確実に必要な方が入院できるように、引き続き受入れ病床の増床調整を継続、入院調整を県医療調整本部に一元化等々の対策を行う。臨時応急処置施設については、津市、北勢地域に2施設を確保、宿泊療養については、5施設、665室を確保、それから医療機能強化型の施設として、中等症Ⅰの患者も受けることができるようにする。自宅療養については、自宅療養フォローアップセンターの体制強化等で対応を考えている。

(小西危機管理特命監)

- ・ 続いて14ページ、感染拡大防止対策について説明する。
- ・ 措置の実施として、まず第5波において、感染拡大の予兆を捉えるシグナルとして活用していた「新規感染者が2日連続17人以上」に達したことにより、警戒を呼びかけたが、県民の行動変容には繋がらなかったと考えている。その後、感染拡大に伴い緊急警戒宣言等を発出し、時短等で人流の減少などにより、感染拡大の抑制に繋がったと考えている。課題については、感染状況に的確に対応するために、あらかじめ措置の実施基準を設定しておく、またこの設定した基準を公表して、警戒レベルに応じた行動を促していくことが必要と考えている。
- ・ クラスターへの対応については、感染事例の調査を行えず、クラスターに至らないという事例が発生した。また、ブレイクスルー感染も発生した。課題としては、感染急増時においても対応可能な本庁、保健所の体制が必要、また、感染事例の分析や、施設での対策継続の周知徹底が必要と考えている。
- ・ 15ページ、外国人住民への対応として、第5波においてはコミュニティでの繋がりが強いことにより、感染が拡大した。多文化共生に関わる市民団体を通じてSNS等により情報発信を行ってきた。また常時配置している通訳だけでは対応できず、国際交流財団にて急対応を要請した。課題として、様々な媒体、ネットワークを活用した情報発信はこれからも必要、また、通訳の配置の継続、迅速に対応できる体制の整備が必要と考えている。
- ・ 16ページ、県立学校の児童生徒への対応については、感染経路の多くは、家族内感染であったことから、家庭の協力を得ながら、学校内の感染防止を図ってきた。また部活動等に伴う場での感染も発生している。夏季休業明けには分散登校、オンライン学習など、在宅学習を実施してきた。課題として、感染拡大時においても教育活動を円滑に実施できるよう、あらかじめの準備が必要と考えている。
- ・ 17ページ、第6波に向けた対策として、措置については「新規感染者が2日連続17人以上」を感染拡大防止アラートとして設定し、アラート発動後、あらかじめ設定した基準による対策を順次実施する。クラスターの対応としては、保健所と連携してクラスターの早期収束を図る、疫学調査の体制を強化、ブレ

ークスルー感染事例を共有する。外国人住民への対応として、正しい情報がわかりやすく伝わるように多言語での情報発信、市民団体の知見、ネットワークを生かした啓発、また国際交流財団の協力を得て保健所への多言語支援を迅速に行う。県立学校への児童生徒の対応として、保護者にも協力いただきたいポイントを改めて丁寧に周知するほか、授業、行事において、あらかじめ複数の代替プランを準備し、教育活動を円滑に実施する。

- ・19 ページは、感染拡大防止アラートとその後の対応について整理をしている。
- ・続いて 20 ページ、情報提供について、第 5 波においては、県からの要請等について、素早く幅広く届ける必要があった。県民、事業者の皆様への呼びかけを実施したほか、LINE やツイッターでも情報発信を行ってきたところである。課題として、必要な情報が迅速に届くような取組が必要、また、わかりやすい情報提供が必要と考えている。第 6 波への対策として、感染状況などの情報、医療提供体制等の安心情報等について、様々な媒体を用いて情報発信を行うほか、感染拡大防止アラートの発動や措置の実施基準をあらかじめ公表、また医療機関別の確保病床等について公表を行う。
- ・22 ページ、事業者支援については、第 5 波において中小企業全般、また飲食店等については、企業の業績が急速に悪化、厳しい状況であったことから、地域経済応援支援金の創設等、様々な支援を行ってきた。また、時短協力金の早期支給や、「あんしんみえリア」認証制度に取り組んでいる。課題として、分かりやすい制度の構築や時短の事前周知、また「あんしんみえリア」の取組へのインセンティブが必要と考えている。第 6 波への対策については、事業継続・業態転換への補助金、販路拡大への取組、協力金や支援金の速やかな支給、「あんしんみえリア」認証制度のさらなる拡大やワクチン・検査パッケージの導入、登録店の募集等に取り組んでいる。
- ・24 ページ、観光事業者への支援については、第 5 波における状況として、旅行需要の急激な減少が長期化していることから、観光事業者版「あんしんみえリア」の取組やみえ特トラベルクーポンの取組など支援策を実施している。課題として、「あんしんみえリア」認証取得に対するインセンティブ、また平日の旅行需要の平準化、中長期の旅行需要の喚起策等が必要と考えている。第 6 波への対策として、「あんしんみえリア」の取組の拡大、またワクチン・検査パッケージの対応、それから感染防止と旅行需要の喚起の両立を図るための取組を進めている。
- ・26 ページは、大綱に先駆けて 10 月 18 日に公表したみえコロナガードの取組

について、公表後の新規取組について整理をしたものである。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問はあるか。
(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいま概要の説明があったが、詳細については、改めて資料2-2をそれぞれご確認いただきたい。

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは「三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱」について、資料のとおり決定してよろしいか。
(発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではそのように決定する。

議題3 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・各部からの報告事項について、報告事項がある部局は説明をお願いします。

(中尾医療保健部理事)

- ・前回、1日の本部員会議で水野県土整備部長からもご確認いただいたところだが、今回の大綱、保健所・本庁の体制のところ、第6波に備えての応援職員のリスト化と応援体制について明記をいたしております。各部局におかれては引き続きご協力をお願いしたい。

議題4 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いします。

(一見知事)

- ・本日、「三重県新型コロナウイルス感染症対策大綱」を決定した。本県の第5波における対応を検証し、その課題を整理して第6波に対して備えるための対策をまとめたものである。
- ・また、これから年末年始を迎え、公私ともに行事が多くなってくるが、県職員

においては基本的な感染防止対策を怠らないように注意すること。それでは指示事項を2点申し上げる。

- オミクロン株は感染力が強く感染スピードがかなり速いとも言われており、先手先手の対応が求められる。したがって、オミクロン株を早期に発見して対応するための検査等の対応を怠りなく行うこと。また、今回リストアップされた約350人の保健所の応援職員は、第一線に出ていくという気持ちを持って準備を進めていただきたい。
- 今回「三重県コロナウイルス感染症対策大綱」をまとめたことを受けて、第6波に対してはこれに基づいた対策で対応する。特にみえコロナガード(MCG)で対応していくということであり、県民の皆様には安心していただきたい。しかし、県職員においては、このみえコロナガードは「破れることあり得べし」、と考え、それに対しては変化即応、そのときどきで対応していく必要があるもので、どんな小さな変化も見逃さないという気持ちで取り組むこと。

(日沖危機管理統括監)

- 各部局において、指示事項についてしっかりと対応をお願いします。
- 以上で本部員会議を終了する。